



〒221-0834

横浜市神奈川区台町13番地の8シェルビル横浜203号

望月行政・社労士事務所

TEL (045) 313-6188 FAX (045) 313-6177

http://homepage2.nifty.com/OfficeMochizuki/

ハローワーク雇用保険失業給付のご説明

2006.4.1 現在

基本手当について

●基本手当とは…

雇用保険の被保険者の方が、定年、倒産、自己都合等により離職し、失業中の生活を心配しないで、新しい仕事を探し、1日も早く再就職していただくために支給されるものです。

雇用保険の一般被保険者に対する求職者給付の基本手当の**所定給付日数**(基本手当の支給を受けることができる日数)は、受給資格に係る離職の日における年齢、雇用保険の被保険者であった期間及び離職の理由などによって決定され、90日～360日の間でそれぞれ決められます。

特に倒産・解雇等により再就職の準備をする時間的余裕なく離職を余儀なくされた受給資格者(**特定受給資格者**といます。範囲については[こちら](#)をご覧ください。))については一般の離職者に比べ手厚い給付日数となる場合があります。

◆所定給付日数

1 倒産・解雇等による離職者(3を除く。)

区分	被保険者であった期間	1年以上		10年以上	
		1年未満	5年未満	20年未満	20年以上
30歳未満	90日	90日	120日	180日	-
30歳以上35歳未満		90日	180日	210日	240日
35歳以上45歳未満				240日	270日
45歳以上60歳未満		180日	240日	270日	330日
60歳以上65歳未満		150日	180日	210日	240日

2 倒産解雇等以外の事由による離職者(3を除く)

区分	被保険者であった期間	1年以上		10年以上	
		1年未満	5年未満	20年未満	20年以上
全年齢	90日	90日	120日	150日	

3 就職困難者

区分	被保険者であった期間	1年以上		10年以上	
		1年未満	5年未満	20年未満	20年以上
45歳未満	150日	300日			
45歳以上65歳未満		360日			

就職促進給付

雇用保険の失業等給付の就職促進給付のうち「就業促進手当」として、「再就職手当」、「就業手当」などがあります。

その概要は以下のとおりです。

<再就職手当について>

再就職手当は、基本手当の受給資格がある方が安定した職業に就いた場合（雇用保険の被保険者となる場合や、事業主となって、雇用保険の被保険者を雇用する場合など）に基本手当の支給残日数（就職日の前日までの失業の認定を受けた後の残りの日数）が所定給付日数の3分の1以上、かつ45日以上あり、一定の要件に該当する場合に支給されます。

支給額は、所定給付日数の支給残日数×30%×基本手当日額（※ 一定の上限あり）となります。

※ 基本手当日額の上限は、5,915円（60歳以上65歳未満は4,770円）となります。

<就業手当について>

就業手当は、基本手当の受給資格がある方が再就職手当の支給対象とならない常用雇用等以外の形態で就業した場合に基本手当の支給残日数が所定給付日数の3分の1以上かつ45日以上あり一定の要件に該当する場合に支給されます。

支給額は、就業日×30%×基本手当日額（※ 一定の上限あり）となります。

※ 1日当たりの支給額の上限は、1,774円（60歳以上65歳未満は1,431円）となります。